

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号の判断基準

松本市建設部建築指導課

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項第4号に規定する「建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること。」の判断基準は次のとおりとする。

認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、次に掲げる区域に建築されるものでないこと。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合及び市長が認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅において長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあっては、この限りでない。

- 1 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域